

川内原子力発電所3号機環境影響評価手続きやりなおし義務確認等請求訴訟に係る

当社準備書面の概要について

当社答弁書の主張に対し、原告より求釈明の書面が提出されたことから、回答を行うと共に、環境影響評価手続きを適法に履践していることについて、当社の主張を行った。

【当社の主張】

1. 原告主張の『温排水拡散予測において「再循環」が無視されている』について

- ・温排水拡散予測で用いた、温排水拡散予測計算プログラムは「再循環」を考慮したものであり、予測計算を行った委託会社の報告書からも明らかである。

2. 原告主張の『モニタリング調査における温排水の拡散範囲について虚位に事実を記載している』について

- ・川内原子力発電所1，2号機のモニタリング結果は、現に排出されている温排水の拡散状況を示したものであり、3号機に関する環境影響評価手続きで行った温排水の拡散予測とは直接の関係はない。
- ・当社は昭和59年以降、川内原子力発電所1，2号機から、現に排出されている温排水の拡散範囲について海域モニタリングを実施しており、そのモニタリング結果をまとめた温排水の分布状況図を見れば、温排水の影響域が「沖合い2km内外」に集中していることは明らかである。